

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年1月30日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成26年12月4日	山科区	大塚中溝	—	—	1	平成26年12月4日
		勸修寺東出町	—	—	1	
		柳辻平田町	—	—	1	
		柳辻池尻町	—	—	2	
		柳辻草海道町	—	—	1	
		西野大鳥井町	1	—	—	
		西野小柳町	2	—	—	
	西京区	榎原三宅町	—	—	1	
		榎原杉原町	1	—	—	
平成26年12月12日	山科区	大塚高岩	—	—	1	平成26年12月12日
	南区	久世殿城町	1	—	—	
	右京区	梅津徳丸町	1	—	—	
		梅津北川町	1	—	—	
	西京区	大原野西境谷町一丁目	—	3	2	
		大原野西境谷町二丁目	1	—	—	
		大原野北春日町	—	—	1	
	伏見区	小栗栖森本町	2	—	—	
桃山町遠山		—	—	1		
平成26年12月16日	北区	平野八丁柳町	—	—	2	平成26年12月16日
	中京区	西ノ京梅尾町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成26年12月16日	右京区	西院西淳和院町	—	—	2	平成26年12月16日
	伏見区	桃山水野左近西町	—	—	1	
		桃山町島津	—	—	1	
		桃山町下野	—	—	1	
平成26年12月24日	北区	紫竹下芝本町	—	—	1	平成26年12月24日
	下京区	西七条北月読町	—	—	1	
		梅小路西中町	2	—	—	
	右京区	西院西淳和院町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2番地

3 連絡先

京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室

(都市計画局屋外広告物適正化推進室)